

事業概要説明書 [1]		事業番号	2-5		
事務事業名	高齢者等インフルエンザ予防接種（定期予防接種）	担当部名	健康管理部		
事業開始年度	平成 13 年度	担当課名	健康増進課		
実施方法	委託	担当係	健康支援係		
根拠法令等	予防接種法（第3条）				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	個人の発病又は重症化を防止し、併せてこれによりその蔓延の予防に資することを目的とする。（予防接種法第2条第3項）			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>対象者：本市に住民登録を有し、接種日に以下の条件に該当する希望者</p> <p>① 65歳以上の者</p> <p>② 60歳以上65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している者</p> <p>委託先：宮崎市郡医師会、宮崎県医師会、医師会未加入医療機関</p> <p>方法：委託先指定医療機関にて実施</p> <p>期間：10月～12月</p> <p>自己負担：1,000円(委託料3,600円)、生活保護受給者は無料</p> <p>内容：問診、診察、インフルエンザワクチン接種</p>			
	事業の必要性	予防接種法に基づく事業であり、市町村長は実施する義務が課せられている。			
コスト	平成23年度(予算)		人件費		
	直接事業費 (A)	143,000 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	1,875 千円	正規職員	1,875 千円	0.25 人
	総事業費 (A+B)	144,875 千円	嘱託員	0 千円	0 人
平成23年度 直接事業費内訳	<p>需用費 216千円</p> <p>委託料 142,784千円</p> <p>自己負担なし @3,600×1,631人≒5,872千円</p> <p>自己負担あり @2,600×51,410人=133,666千円</p> <p>接種不可(診察のみ) @1,790×34人≒61千円</p> <p>事務手数料 @60×53,075人≒3,185千円</p>				

事業概要説明書 [2]		事業番号	2-5		
年度		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
直接事業費		148,601 千円		143,000 千円	
財源	一般財源	117,237 千円		143,000 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	31,364 千円		0 千円	
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	高齢者のインフルエンザの発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりその蔓延の予防を図る。				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	現在、実施11年目を迎え、ワクチン接種率が目標を上回っており、想定した成果を得ている。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	数値 (上段:目標 / 下段:実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	接種率	%	63.7	64.4	65.0
	接種者数÷対象者数 ・接種目標値を昨年と同様とした。		58.4	65.4	
	予防接種実施数(接種者数)	人	51,850	54,925	55,700
・目標値を対象者の65%として算出した。	46,190		55,320		
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法に定められた義務を果たしつつ、市の財政負担を軽減するため、昨年度は、関係団体と協議を行ない、季節性インフルエンザを昨年新型インフルエンザと同額とする委託料の削減を行った。(4,133円から3,600円)</li> <li>・高齢化の進展に伴い、毎年接種者数の増加が見込まれるため、事業費が増大することが課題である。</li> </ul>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度、22年度は、新型インフルエンザの発生及びワクチンの接種を実施するという特殊事情があったが、平成23年度からは通常ベースに戻った。</li> <li>・平成22年度は、季節性と新型の両者に効果のあるインフルエンザワクチンの接種であり、生活保護受給者や市民税非課税者等の低所得者については、国の補助があった。</li> </ul>				

# 高齢者等インフルエンザ予防接種(定期予防接種)補助資料

【健康増進課】

平成13年の予防接種法改正により、インフルエンザは二類疾病に分類され、市区町村長はインフルエンザの定期的予防接種を行うこととなっています。

二類疾病とは個人予防、すなわち、個人の発病・重症化防止に目的の比重を置いた疾病です。

## 1. インフルエンザとは？

- インフルエンザウイルスによって起こる呼吸器の感染症で、主に冬に流行します。
- 普通の風邪とは違い、発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛などの全身症状が突然あらわれます。気管支炎、仮性ク룹（声を出さず咽頭が炎症を起こして腫れる病気）、肺炎などの呼吸器の病気を起こしたり、脳症・脳炎を起こして、重症化しやすい病気です。
- 原因となるウイルスは数種類に及び、これらのウイルスの形や性質が年々少しずつ変わるため、感染を予防するには、これらに対応したワクチンを毎年接種する必要があります。
- 高齢者や持病をもっている人は肺炎を併発し重症化しやすい傾向にあります。

## 2. 合併症は？

- 発熱が、4～5日続く間に、気管支炎や肺炎をはじめとする合併症を起こすことがあります。
- せきがひどかったり、発熱が長く続いたりした場合は、肺炎の可能性があります。  
[注意すべき合併症] 気管支炎、肺炎、脳症・脳炎

## 3. ワクチンの効果は？

- 現在のインフルエンザワクチンの発症予防効果は、およそ5ヶ月、約70～80%程度、就学前の小児では20～30%程度と言われており、ワクチン接種を受けた人であっても、インフルエンザウイルスに感染・発病することがあります。

<参考>

高齢者施設入所者の場合、インフルエンザ予防接種を受けない場合のリスク指数を「1」とすると、予防接種を受けた場合の死亡リスクは「0.2」、入院リスクは「0.4～0.5」、インフルエンザ発症のリスクは「0.6～0.7」に減少すると試算されています。

**4. 効果的な接種時期は？**

- インフルエンザウイルスは毎年のように変異しながら流行を繰り返しています。これに対応するため、原則的には予防接種は毎年必要です。効果的な接種は、従来の季節性インフルエンザの国内流行期が通常12月から翌3月頃でしたので、これに備えて少なくとも12月中旬までには接種が終了するような接種計画が望ましいと言われています。

**5. 委託料単価の根拠**

平成22年度は、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの混合ワクチンとして実施したため、国の補助基準単価 **3,600円** で実施。

■平成23年度の委託料単価

(単価：円)

初診料 (初診料と再診料の平均)	注射実施費	ワクチン代 (流通経費を含む)	消費税	合計
1,700	330	1,399	171	3,600

上記以外に事務手数料1件当たり、60円